（新たな雪国文化の形成）

㈦　個性豊かで魅力的な活力ある地域づくりを進めるため、克雪活動を通じた地域コミュニティーの形成、大雪時に備えた地域住民による支援のための仕組み作りの推進を図る。また、雪と親しみ、雪を楽しむ親雪活動の普及等により、新たな雪国文化を形成する。

（雪国景観の創造・保全）

㈧　雪の景観素材としての活用等地域特有の自然や生活文化が反映された雪国ならではの景観の創造・保全に、住民、企業と一体となって努める。

カ　消防防災施設等の整備

（消防体制の整備）

㈠　消防用資機材、消防緊急情報システム等の消防通信施設の整備及び積雪型消火栓等の消防水利の確保を図るとともに、消防職団員の確保やコミュニティー消防センター等の整備により、消防力の充実に努める。

（防災体制及び救急・救助体制の整備）

㈡　地域防災計画の整備・充実等により、豪雪災害の防除を期するとともに、雪害や積雪期の大規模地震等に対する防災体制の強化に努める。また、ヘリコプターの円滑な運用、海上輸送を確保するために必要な港湾施設の整備、消防防災通信ネットワークの整備、消防施設、警察施設等の整備等により、救急・救助体制の整備・充実を図り、降積雪時においても防災業務及び救急・救助業務が円滑に実施されるよう努める。

㈢　平時から災害時要援護者の把握を進めるとともに、豪雪が想定される場合に速やかに避難支援体制が整えられるよう、避難支援プランを策定する。豪雪時において、災害の発生のおそれがある場合には、災害対策本部の設置等、速やかに必要な体制をとるものとする。さらに、大規模な災害の発生に、機動的、効果的に対応し得るよう広域応援体制等の整備を図る。また、状況の変化に応じた機動的な対応を図る。

キ　雪処理の担い手と安全の確保

豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により雪処理の担い手が不足していることにかんがみ、地域コミュニティーの機能強化などにより、高齢者宅等の雪処理を含む地域防災力を強化するとともに、広域からの除雪ボランティア等雪処理の担い手を円滑に受け入れられるような、受け皿機能の組織や、コーディネーターの養成に向けた取組を推進し、地域における除排雪の体制整備に努める。

その際、住民、除雪ボランティア等に対し、広報誌、講習会等を通じて、除雪作業の持つ潜在的な危険性に対する理解を得る啓発活動を推進するとともに、命綱、ヘルメットの着用等を普及するよう努める。

また、豪雪時の雪処理に広域的かつ効率的に対応するために建設業団体その他の非営利団体等との連携を図る。

なお、地域の関係者の意見や提案を十分踏まえた取組が必要である。

⑷　国土保全施設の整備及び環境保全に関する事項

豪雪地帯では、著しい降積雪に伴う雪崩災害のほか、融雪出水、地すべり等、各種災害が毎年発生している。各種施策を推進しているものの、未だに多数の危険箇所が存在している。

このような状況に対処し、安全で自然豊かな美しい国土を目指し、雪崩防止等のための治山、治水、農地保全事業等を総合的に推進するとともに、環境保全に配慮した施策の推進を図る。また、雪崩等の災害発生の予測・連絡・避難体制の確立・整備を図るとともに、災害復旧体制の整備・強化に努める。

（雪崩災害の防止）

㈠　雪崩災害を防止するため、なだれ防止保安林の整備及び雪崩予防施設、雪崩防護施設等の雪崩防止施設の整備・充実を図る。また、雪崩の発生機構についての調査研究を促進し、効果的な対策工法の早期確立に努めるとともに、雪崩危険箇所の把握を行い、雪崩ハザードマップの活用の促進や雪崩監視装置の設置等総合的な雪崩対策を積極的に推進する。

（融雪出水災害の防止）

㈡　融雪出水による災害を防止するため、治山、砂防事業を積極的に実施するとともに、流域の特性に応じた河川改修の促進、防災調節池、ダム、遊水地等の多様な治水施設の整備を推進する。また、浸水実績、浸水予想区域等の公表により土地利用の適切な誘導を図る。さらに、河川情報システム等の整備や洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成・活用を促進する。

また、融雪等に伴う河道閉塞に起因する土石流等の重大な土砂災害が急迫している場合に、市町村が住民の避難指示に係る判断等を適切に行えるよう、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）に基づく緊急調査を行い、土砂災害が想定される土地の区域及び時期の情報を市町村に提供する。

（土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等の防止）

㈢　融雪に伴う土石流、地すべり、急傾斜地崩壊等を防止するため、治山事業による保安林等の整備及び地すべり防止施設の整備、砂防関係事業による土石流対策及び地すべり対策並びに急傾斜地崩壊対策事業を促進する。また、これらの災害危険区域における建築規制及び当該区域からの住宅移転等についても積極的に推進する。

さらに、土砂災害ハザードマップの作成・活用を促進する。

（農用地等の防災の強化）

㈣　農用地、農業施設等の災害を防止するため、農地防災対策や地すべり対策事業を推進する。

（警戒・避難体制の確立及び災害復旧対策の強化）

㈤　雪崩、地ふぶき、融雪出水、大雪による建物の倒壊等の災害発生に的確かつ迅速に対応するため、これらの災害の予知・予測技術の研究・開発を進めるとともに、危険区域の把握、地域住民の防災意識の向上、地域の実情に応じた防災行政無線等の多様な災害情報伝達手段の整備や民間事業者やメディア等との連携の促進による通信・連絡体制及び警戒・避難体制の強化を図る。また、災害発生に際しては、災害救助及び災害復旧事業の迅速な対応を図るため、資機材及び体制の整備に努める。

（環境の保全）

㈥　雪国の自然環境を美しく健全な状態で将来の世代に引き継いでいくため、環境影響評価等を適切に実施し、環境の保全に努めるものとする。また、雪冷熱エネルギーの利用、地下水の涵養（かん）等による地域の状況に応じた健全な水環境の確保、環境への影響が少ない凍結防止剤の開発等、低炭素・循環・自然共生の各分野が統合的に達成された持続可能な地域社会の構築に向けた環境保全に配慮した施策を総合的かつ計画的に推進する。

⑸　雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に関する事項

雪氷に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化は、豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に実施するために不可欠であり、積極的な推進を図る。また、雪国の新たな産業創出を促す克雪技術や利雪技術に関する研究開発についても推進を図る。

（調査研究体制の整備）

㈠　地域の実情に応じた雪対策を推進するため、関係研究機関の調査研究施設の整備等総合的な調査研究体制の充実を図る。

また、雪氷に関する各種データの収集・整備の充実に努めるとともに、研究機関相互の連絡調整機能を充実し、防災科学技術研究所及び土木研究所等の公的研究機関や道府県立の研究機関、大学等の緊密な協力の下に、基礎的研究から応用的研究まで、効率的かつ積極的な推進を図る。